

サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の基準について

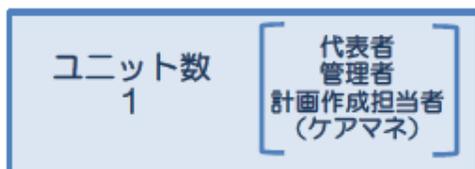
(第218回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4より抜粋)

基準 (イ)		本体事業所	サテライト型事業所 (新設)	
人員	代表者	認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	→ 本体の代表者	
	管理者	常勤・専従であって、3年以上認知症の介護の従事経験がある認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者	→ 本体の管理者が兼務可能	
	介護従業者	日中	常勤換算方法で3:1以上	常勤換算方法で3:1以上
		夜間	時間帯を通じてユニットごとに1以上	時間帯を通じてユニットごとに1以上
	計画作成担当者 介護支援専門員	介護支援専門員であって、認知症介護実践者研修を修了した者 1以上	→ 認知症介護実践者研修を修了した者 1以上	
※ 代表者・管理者・介護支援専門員である計画作成担当者は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。				
設備等	立地	住宅地等の地域住民との交流の機会が図られる地域	本体事業所と同様	
	併設事業所の範囲	家庭的な環境と地域住民との交流の下にサービスが提供されると認められる場合、広域型特別養護老人ホーム等と同一建物に併設も可能		
	居室	7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室		
	その他	居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備		
	※ 以下はサテライト型事業所に係る特有の要件等			
	サテライト型事業所の 本体となる事業所	-	→ 認知症グループホーム ※ 事業開始後1年以上の本体事業所としての実績を有すること、又は、入居者が当該本体事業所において定められた入居定員の100分の70を超えたことがあること	
	本体事業所とサテライト型事業所との距離等	-	自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離 本体事業所と同一建物や同一敷地内は不可	
	指定	-	→ 本体、サテライト型事業所それぞれが受ける ※ 医療・介護・福祉サービスについて3年以上の実績を有する事業者であること ※ 予め市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴くこと	
	ユニット数	1以上3以下(前頁参照)	→ 本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4まで(次頁参照)	
	1ユニットの入居定員	5人以上9人以下	5人以上9人以下	
介護報酬	-	→ 通常の(介護予防)認知症対応型共同生活介護の介護報酬と同額 28 ※ 本体事業所とサテライト型事業所はそれぞれのユニット数に応じた介護報酬を算定		

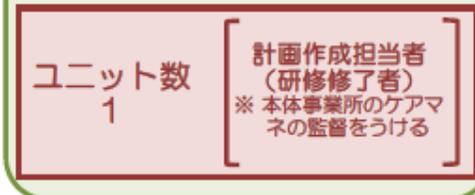
(参考)認知症グループホームのサテライト型事業所のユニット数【イメージ】

【本体事業所のユニット数が1の場合】
(合計最大2ユニット)

本体事業所

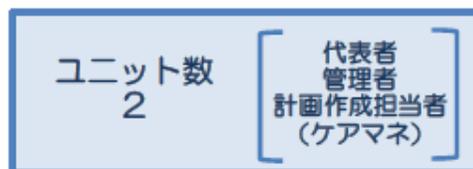


サテライト型事業所

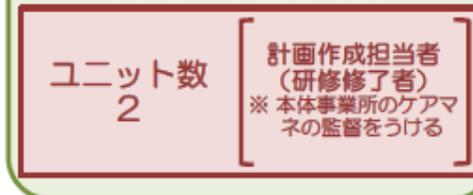


【本体事業所のユニット数が2の場合】
(合計最大4ユニット)

本体事業所



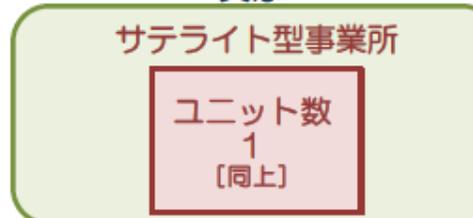
サテライト型事業所



又は

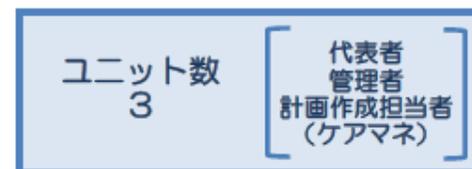


又は

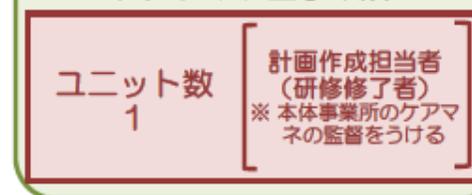


【本体事業所のユニット数が3の場合】
(合計最大4ユニット)

本体事業所



サテライト型事業所



注 本体事業所がサテライト型事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するとともに、以下を条件。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト型事業所との相互支援が行える体制（例えば、当該サテライト型事業所の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、主な事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること

※ 介護従業者は本体事業所とサテライト型事業所にそれぞれ配置することが必要。